



日頃の対策、情報収集が大切です

## 風水害と地震災害に備えましょう

### 風水害への対策

#### 防災気象情報の活用

大雨特別警報⇒台風や集中豪雨により数十年に1度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、直ちに身を守る行動を取ることが必要です

大雨警報⇒大雨で重大な災害が起こる恐れがある場合に発表され、災害危険箇所では避難準備が必要です

大雨注意報⇒大雨で災害が起こる恐れがある場合に発表され、避難の心構えが必要です

#### 日頃の備え

- 危険な場所などを調べ、災害時の避難場所や安全な避難経路などを確認しておきましょう
- 高齢者などに隣近所で声を掛け合い、災害時には一緒に避難しましょう
- 多量の降雨、土砂災害の前兆現象など周囲で異変を見発したら早めに避難しましょう

#### 土砂災害の前兆現象

崖崩れ⇒崖からの水が濁る、小石が落ちてくる、音がする、崖に亀裂が入るなど

地すべり⇒地面にひび割れができる、井戸や沢の水が濁る、崖や斜面から水が吹き出すなど

土石流⇒山鳴りがする、雨が降り続いているのに川の水位が下がる、川が濁り流木が見られるなど

#### 早めの避難

土砂災害の多くは雨が原因で発生します。降雨量が1時間に20㍉以上、降り始めから100㍉以上になったら十分な注意が必要です

### 防災情報を活用しましょう

#### 避難所表示板

地区公民館や学校など災害時の避難所を示す「避難所表示板」を設置しています

#### 佐世保市防災マップ

最寄りの避難場所や目標となる公共施設などを示したもの(中学校区単位)。事前に避難場所を確認しましょう。市ホームページにも掲載しています



#### 防災行政無線テレホンガイド

防災行政無線で放送された内容を音声で確認できます ☎0180-999-987 ※通話料は利用者負担。

#### 災害時の連絡先

- 火災・救急・救助⇒消防局指令課 ☎119
- かけ崩れ、落石等の土砂災害⇒河川課 ☎24-1111
- 道路に関する災害⇒道路維持課 ☎24-1111
- 前記以外の災害⇒防災危機管理局 ☎23-9258

防災危機管理局 ☎23-9258

ことし8月診療分から「福祉医療費」の対象者を

## 「小学校入学前の乳幼児」から「中学生」までに拡大！

福祉医療費とは、健康保険による診療を受けたときに、医療費の自己負担分の一部を公費で助成する制度のことです。本市では、福祉医療費の対象をこれまで小学校入学前の乳幼児としていましたが、8月診療分から対象を小・中学生までに拡大します。助成を受けるためには認定申請が必要ですので、保護者の皆さんは申請手続きをお願いします。

### 認定申請の方法

6月中旬までに小・中学校経由で申請書一式を配布します。

**提出書類** ①認定申請書②子どもの保険証の写し

**提出方法** 同封の返信用封筒で子ども支援課へ郵送

※受給者証は後日郵送します。

### 申請期間

7月29日(金)まで

### 申請書を持っていない場合の申請方法

6月以降に転入したなど、申請書を持っていない場合は、窓口で手続きしてください。

### 持参するもの

子どもの保険証、印鑑、通帳など保護者の振り込み先が分かるもの、個人番号カードか通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し、運転免許証などの本人確認書類

### 受付場所

子ども支援課、各支所、宇久行政センター

※受給者証は窓口で交付または郵送します。

### 対象

●7月診療分まで⇒本市に住民票があり、健康保険に加入する0歳から小学校入学前までの子ども(乳幼児)

●8月診療分から⇒本市に住民票があり、健康保険に加入する0歳から中学生までの子ども

※保険適用の入院、通院と院外処方の薬代を助成します。

※所得制限はありません。

※母子・父子福祉医療の助成を受けている場合や、生活保護を受給している場合は対象外となります。

### 助成額

内容	助成額
1ヶ月・1医療機関当たりの受診料	1日目 800円 2日以上 1,600円 上記を超えた分の金額
院外処方の薬代	全額

※健康診断や予防接種などの保険適用外の受診料は、対象外となります。

### 助成額の請求

小・中学生への助成は、助成額を後日払い戻す「償還払い方式」となります。

#### 医療機関・薬局



①受診・医療費の支払い

②領収証を受け取る

#### 受給者



③支給申請書と領収書を提出

④助成額を口座へ振り込み

子ども支援課、各支所  
宇久行政センター



助成額申請の受付開始 10月3日(月)から

8月診療分からの医療機関・調剤薬局の領収証は大切に保管してください。

#### 助成額申請に必要なもの

子ども支援課などへ支給申請書を提出するときは、以下のものが必要です。

印鑑、子どもの保険証、福祉医療受給者証、領収書

※乳幼児については、これまでどおり現物給付方式(負担上限額までを医療機関で支払う)です。

子ども支援課 ☎24-1111